

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 岡部宗茂
同 藤原哲之
同 福吉智徳

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和6年11、12月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

総務局	総務部	新庁舎整備課
	人事部	給与課
財政局	財務部	契約課
		監理検査課
岡山っ子育成局	保育・幼児教育部	保育・幼児教育課
		就園管理課
		幼保運営課
教育委員会事務局	教育総務部	教育給与課
	学校教育部	教職員課
		学校指導課
		教育支援課
	生涯学習部	生涯学習課
学校・園		8中学校（岡北，岡山中央，竜操，操山，高島，緑ヶ丘，操南，東山）
		15小学校（牧石，御野，岡山中央，竜之口，幡多，財田，三勲，宇野，高島，旭竜，旭操，操南，操明，旭東，平井）
		10幼稚園（牧石，御野，竜之口，幡多，三勲，旭操，操南，操明，旭東，平井）
		5保育園（牟佐，津島，浜，旭東，平井）
		3認定こども園（南方岡山中央，宇野，旭竜）

前記の課及び学校・園等において、令和6年4月1日から令和6年9月30日までに執行された収入事務及び支出事務等

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和6年11月1日から令和6年12月27日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和6年度に執行された財務に関する事務等が、法令等にのっとり適正に行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(1) 収入事務について

令和6年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、延長保育事業認定こども園使用料において3万円余（収納率27.5%）、延長保育事業保育所使用料において5万円余（収納率27.1%）、幼稚園授業料において88万円余（収納率4.7%）認められた。

今後とも、これらの解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分のあるものについては、滞納繰越を生じないように要望する。

（就園管理課）

【資料】

就園管理課

収 入 状 況

（令和6年9月30日現在）

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
延長保育事業認定こども園使用料（滞納繰越分）	45,500	12,500	33,000	27.5
延長保育事業保育所使用料（滞納繰越分）	81,200	22,000	59,200	27.1
幼稚園授業料（滞納繰越分）	929,100	43,800	885,300	4.7